

令和元年度 財政援助団体等監査（２） 監査結果措置状況

《公益財団法人神戸市公園緑化協会》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>②要綱の改正について</p> <p>協会の小口現金取扱要綱では、各所属の小口現金の前渡額を定め、「年度末において精算残金があるときは、その残金を戻入処理を行う」と規定している。</p> <p>しかし、協会の各所属においては、年度末に小口現金の残金を戻入せず、その残額を保留額として、翌年度４月に前渡額までの差額の補充を行っていた。</p> <p>小口現金は「日常発生する少額の現金支払をするために」その支払資金を備えておくものであるから、各所属で運用されているとおりに、継続して手元に持つべきものであり、年度末の戻入処理は不要と考えられる。</p> <p>年度末の戻入処理は不要となるよう、要綱改正されたい。</p>	<p>年度末の戻入処理が不要となるよう令和２年３月３１日付けで要綱の改正を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>③売上金の管理について</p> <p>協会の会計規程では、「現金は、協会の諸規程に基づき最も安全かつ適正に保管しなければならない」と規定されている。</p> <p>協会が管理する動物園遊戯施設の売上金については、案内所売上は毎日、券売機売上については月に１～２回、回収され、事務所内金庫室金庫にて保管されたあと、月に１回、警備会社により搬出される。</p> <p>現金の保管は、金庫で厳重に行われているものの、月１回の搬出では、その間積み上がり続ける現金を保管することとなる。当該協会内で比較しても、動物園遊戯施設では年間約１億８,５００万円の現金を取り扱うのに対し、離宮公園は約６,８００万円、森林植物園は約５,２００万円となっているが、これら施設では入金機を導入し、毎日売上金を入金することにより、多額の現金保管を回避している。</p> <p>現金の安全かつ適正な保管を図るためにも、現金が警備会社の管理下となる入</p>	<p>令和２年８月１５日に、入金機を導入し、合わせて警備会社による現金回収の頻度を月１回から、毎週２回へ増やして、多額の現金の金庫保管を回避し、安全かつ適正な執行に努めている。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>金機の導入や警備会社の現金搬出頻度を増やすなど、多額の現金の金庫保管を回避されたい。</p>		